

相模川漁業協同組合連合会内共第 1 号、第 2 号

第 5 種共同漁業権 遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は相模川漁業協同組合連合会（以下「連合会」という）が免許を受けた内共第 1 号、第 2 号、第 5 種共同漁業権（「内共 1 号、2 号」という）に係る漁場区域において、組合員以外の者のする当該漁業の対象となっている水産動物（内共 1 号：やまめ、いわな、にじます、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ、手長えび）（内共 2 号やまめ、いわな、にじます）の採捕（以下「遊漁」という）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第 2 条 この漁場区域内で竿釣、投網、もじり（うなぎと手長えびに限る）の漁具、漁法によって遊漁しようとする者はあらかじめ第 7 条の規定による遊漁料を納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第 3 条 この漁場区域においては、第 2 条に掲げる漁具、漁法以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

2. 投網による遊漁は次表のア欄に掲げる期間内でイ欄に掲げる区域内でなければならない。

ア 期 間	イ 区 域
周年	馬入橋（国道 1 号線）上流端から基点 A、B を結ぶ線まで
6 月 1 日～翌年 3 月 3 1 日まで	平塚市四之宮 4 丁目 1 9 1 7 番地と寒川町一之宮 6 丁目 3 0 5 2 － 8 番地とにかかる高圧線より下流馬入橋上流端まで
7 月 1 日～翌年 3 月 3 1 日まで	座間市入谷地先座架依橋上流端より下流平塚市四之宮 4 丁目 1 9 1 7 番地と寒川町一之宮 6 丁目 3 0 5 2 － 8 番地とにかかる高圧 線まで
8 月 1 日～翌年 3 月 3 1 日まで	厚木市上依知地先昭和橋上流端より下流座間市入谷地先座架依橋 上流端まで 基点 O P を結んだ直線より下流相模原市緑区城山地先小倉橋下流 端まで

基点A：平塚市千石河岸 891 番地 1 地先に設置した標識

基点B：平塚市須賀 2, 503 番 1 に設置した標柱

基点O：相模原市緑区小倉字宮原 388 番地先に設置した標柱

基点P：相模原市緑区川尻字久保沢 1, 108 番のハ地先に設置した標柱

3. 第1項の規定にかかわらず中津川、小鮎川、道志川及び神の川においては、投網によって遊漁してはならない。
4. 第1項の規定にかかわらず連合会の指定した区域以外の区域においては投網によって遊漁してはならない。
5. この漁場区域においては、竿釣りの場合竿の使用本数は1人2本まで(但し、あゆ釣りをする場合は1人1本まで)とし釣糸の長さは30メートルまでとする。またもじりの使用本数は1人20本までとする。
6. この漁場区域においては、3月1日から5月31日までの間毛針によってやまめ、にじます、いわなを除く水産動物を採捕してはならない。
7. この漁場区域においては、投網によって、やまめ、いわな、にじますを採捕してはならない。
8. この漁場区域においては、餌釣(まき餌を含む)によって、あゆを採捕してはならない。
9. この漁場区域においては、次に掲げる区域では、友釣と毛針釣以外の漁具、漁法によってあゆを採捕してはならない。なお、当該漁場区域においても、毛針釣については、連合会が定めて、同会のホームページで公示する区域でなければ、アユを採捕してはならない。

(1) 厚木市上依知地先昭和橋上流端から上流相模原市緑区城山地先小倉橋下流端までの区域

(2) 厚木市三田地先中津川大橋上流端から上流基点E Fを結んだ直線までの区域

(3) 基点R Qの直線と基点C Dの直線間の道志川本流の区域

基点C： 神奈川県相模原市緑区と山梨県南都留郡道志村との境界と道志川左岸との交点

基点D： Cから134度の直線と対岸との交点

基点E： 愛甲郡愛川町半原字馬場4,941番2に設置した標柱

基点F： 愛甲郡愛川町半原字向原5,459番2に設置した標柱

基点Q： 相模原市緑区地先道志ダム天端右岸上流端

基点R： 相模原市緑区地先道志ダム天端左岸上流端

(遊漁期間)

第4条 次表のア欄に掲げる魚種を対象とする漁法は、それぞれイ欄の期間内で行われなければならない。

(内共第1号)

ア 魚 種	イ 期 間
や ま め	3月1日から10月14日まで
い わ な	同上
に じ ま す	同上、但し別記区域については1月1日より12月31日までとする。
あ ゆ	6月1日から10月14日までの期間で連合会が定めて公示する日から10月14日まで及び12月1日から12月31日まで
う ぐ い	1月1日から12月31日まで、但し、a bの直線から上流の中津川の本流及び支流の区域、c dの直線から上流の宮ヶ瀬金沢の本流及び支流の区域、e fの直線から上流の早戸川の本流及び支流の区域、g hの直線から上流の水沢川の本流及び支流の区域、基点R Qの直線と基点C Dの直線間の道志川の本流及び谷太郎川の本流の谷太郎橋橋脚上流端の上流447メートルの地点より上流の区域において3月1日から10月14日まで
お い か わ	同 上
ふ な	同 上
こ い	同 上

う な ぎ	同 上
手 長 え び	同 上

基点G： 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢 1,696 番 2 地先の東京電力株式会社取水せき
天端右岸上流端

基点H： 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢 1,696 番 2 地先の東京電力株式会社取水せき
天端左岸上流端

基点I： 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢 1,688 番 6 地先の金沢えん堤天端右岸上流端

基点J： 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢 1,688 番 6 地先の金沢えん堤天端左岸上流端

基点K： 相模原市緑区鳥屋字奥野 3,627 番 160 地先の東京電力株式会社取水せき天
端右岸上流端

基点L： 相模原市緑区鳥屋字奥野 3,627 番 160 地先の東京電力株式会社取水せき天
端左岸上流端

基点M： 相模原市緑区鳥屋字奥野 3,627 番 166 地先の八丁えん堤天端右岸上流端

基点N： 相模原市緑区鳥屋字奥野 3,627 番 166 地先の八丁えん堤天端左岸上流端

a： GからHを見通した線を0度とし、Gを中心として右回りに270度の線上でG
から30メートルの所

b： HからGを見通した線を0度とし、Hを中心として右回りに90度の線上でHか
ら30メートルの所

c： IからJを見通した線を0度とし、Iを中心として右回りに270度の線上でI
から30メートルの所

d： JからIを見通した線を0度とし、Jを中心として右回りに90度の線上でJか
ら30メートルの所

e： KからLを見通した線を0度とし、Kを中心として右回りに270度の線上でK
から30メートルの所

f： LからKを見通した線を0度とし、Lを中心として右回りに90度の線上でL
から30メートルの所

g： MからNを見通した線を0度とし、Mを中心として右回りに270度の線上でM
から30メートルの所

h： NからMを見通した線を0度とし、Nを中心として右回りに90度の線上でN

から 30メートルの所

(別記)

- 1 相模原市緑区鳥屋地先広川えん堤天端下流端から同区鳥屋地先東京電力株式会社発電取水えん堤天端上流端の上流100メートルの地点までの早戸川の区域
- 2 相模原市緑区鳥屋地先魚止橋橋脚下流端の下流173メートルの地点から同区鳥屋地先蛙沢えん堤天端上流端の上流30メートルの地点までの早戸川の区域
- 3 愛甲郡清川村煤ヶ谷地先札掛第二金林えん堤天端下流端から同村煤ヶ谷地先札掛発電取水えん堤天端上流端の上流100メートルの地点までの布川及び境沢の区域
- 4 愛甲郡清川村煤ヶ谷地先谷太郎橋橋脚上流端の上流447メートルの地点から同上流端の下流268メートルの地点までの谷太郎川の区域
- 5 愛甲郡清川村宮ヶ瀬地先権現えん堤天端下流端から同村宮ヶ瀬地先赤岩えん堤天端上流端までの中津川の区域
- 6 愛川町田代2423番地地先の標識から同2375番地先の標識までの中津川の区域
- 7 伊勢原市日向地先梅尾橋橋脚下流端から同下流200メートルの日向川の区域
- 8 伊勢原市日向地先御所の入橋橋脚上流橋から下流51.5メートル及び上流148.5メートルの日向川の区域
- 9 伊勢原市日向十二神橋橋脚上流端の上流154メートルの地点から同上流200メートルの地点までの日向川の区域

(内共第2号)

ア 魚種	イ 期間
やまめ	3月1日から10月14日まで
いわな	同上
にじます	同上、但し別記区域については1月1日より12月31日までとする。

(別記)

- 10 相模原市緑区青根字社宮司えん堤上流端より上流400メートルまでの神の川の区域
- 11 相模原市緑区青根字神の川大瀬戸えん堤上流端より下流小瀬戸えん堤上流端までの区域

2. この漁場区域においては、水産動物繁殖保護のため日没1時間後から日の出1時間前までの夜間遊漁を禁止する。但し、うなぎの遊漁はこの限りでない。
3. 第一項の公示は、神奈川新聞上に公示するものとする。

(禁止区域)

第5条 前2条の規定にかかわらず、次に掲げる区域においては遊漁してはならない。

- (1) 相模原市緑区青根地先道志川の道志ダム天端上流端から上流へ50メートルまでの区域
- (2) 相模原市中央区田名地先小沢頭首工えん堤上流端から下流へ80メートルまでの区域
- (3) 相模原市南区磯部地先磯部頭首工えん堤上流端から上流へ150メートル及び同えん堤上流端から下流へ500メートルまでの区域
- (4) 愛甲郡愛川町半原4549番地先宮原用水頭首工えん堤上流端から上流へ20メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ20メートルまでの区域
- (5) 愛甲郡愛川町半原4408番地先日向橋下流えん堤上流端から上流へ20メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ20メートルまでの区域
- (6) 愛甲郡愛川町半原4188番地先宮沢尻えん堤上流端から上流へ20メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ20メートルまでの区域
- (7) 愛甲郡愛川町半原1947番地先原下えん堤上流端から上流へ20メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ20メートルまでの区域
- (8) 愛甲郡愛川町角田2636番地先仙台下頭首工えん堤上流端から上流へ20メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ50メートルまでの区域
- (9) 愛甲郡愛川町坂本地先坂本頭首工えん堤上流端から上流へ20メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ50メートルまでの区域
- (10) 厚木市才戸地先才戸頭首工えん堤上流端から上流へ20メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ50メートルまでの区域
- (11) 厚木市三田字新田2029の5番地先道満えん堤上流端から上流へ50メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ50メートルまでの区域
- (12) 厚木市妻田地先昭和用水頭首工えん堤上流端から上流へ50メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ100メートルまでの区域

- (13) 厚木市妻田地先第一鮎津橋橋脚上流端から上流へ20メートルまで及び同橋脚上流端から下流へ30メートルまでの区域
- (14) 高座郡寒川町宮山地先寒川取水えん堤上流端から上流へ100メートルまで及び同えん堤上流端から下流へ神川橋橋脚下流端までの区域
- (15) 海老名市社家地先相模取水えん堤上流端から上流へ178メートル及び同えん堤上流端から下流へ113メートルまでの間

2. 水産動物の繁殖保護のため連合会が造成した産卵場においては、遊漁することが出来ない。

(全長の制限)

第6条 次表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものは、採捕してはならない。

ア 魚種	イ 全長
やまめ	12 cm
いわな	12 cm
にじます	12 cm
こい	18 cm
うなぎ	24 cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 第2条に掲げる漁具、漁法によって遊漁する場合で

津久井漁業協同組合	相模原市緑区根小屋2888
中津川漁業協同組合	愛川町田代2411-1
相模川第一漁業協同組合	相模原市中央区水郷田名4-11-8
相模川漁業協同組合	座間市座間2-2886
厚木観光漁業協同組合	厚木市厚木町1-10
相模川第二漁業協同組合	厚木市三田1928

各釣具店、遊漁証承認証委託販売所において、納付するとき（店売り）又は遊漁する場所において漁場監視員に納付するとき（現場売り）の遊漁料は次表の通りとする。

但し、投網、（年券のみ）及び身体障害者（身体障害者福祉法第15条に基づく手帳を提示した者）の納付は、相模川漁業協同組合連合会（愛川町半原914-3

番地) において行うものとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
やまめ、いわな、 にじます、あゆ、 うぐい、おいかわ、 ふな、こい、うな ぎ、手長えび	竿釣	1年	10,000円
		1日 店売り	1,000円
		1日 現場売り	1,500円
あゆ、うぐい、 おいかわ、ふな、 こい、うなぎ、 手長えび	投網	1年	20,000円
		1日 店売り	3,500円
		1日 現場売り	4,000円
うぐい、おいかわ、 ふな、こい、うな ぎ、手長えび	竿釣 もじり	1日 店売り	600円
		1日 現場売り	1,100円

2. 次表左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず、次表の相当右欄の通りとする。

未就学の幼児及び小学生	無料
中学生	日券については一般の1/2
身体障害者(身体障害者福祉法第15条に基づく手帳を提示した者)	第1項に規定する額1/2

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 連合会は、第2条の遊漁料の納付を受けた時は、別記様式1の遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2. 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる様な行為をしてはならない。

2. 遊漁者は遊漁するときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

3. 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2. 漁場監視員は、別記様式2の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 連合会は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者の遊漁の中止を命じ又は、以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者が既に納入した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則

1、この規則は平成25年9月1日から施行する。